

仕 様 書

1 入札事項

- (1) 案 件 名 モバイルルータ用データ通信(S I Mカード)サービス
- (2) 調達数量 700 回線
- (3) 市担当部署 三原市教育委員会教育振興課総務企画係

2 内容

市内の公立小中学校では、G I G Aスクール構想におけるインターネット環境がない児童生徒の家庭学習環境の保障及び教職員の学校外での柔軟な校務の実現のため、モバイルルータを貸与している。

現在のデータ通信(S I Mカード)サービスの利用期間が、令和8年10月31日をもって満了するため、新たに調達を行う。

3 履行期間

令和8年11月1日～令和11年10月31日

※必要に応じて、契約締結日から令和8年10月31日までの期間で、市と日程調整の上、納入作業(別紙参照)を実施すること。また、この間は「移行期間」として通信可能な状態であること。

4 納入場所

三原市教育委員会、三原市立小学校(20校)、三原市立中学校(10校)

5 要件

- (1) 市が使用しているモバイルルータに対応したサービスであること(別紙参照)。
- (2) 別紙の通信回線条件を満たすこと。
- (3) 提供する通信回線網の状況監視を行い、データ通信量等、必要に応じて発注者へ報告すること。
- (4) 利用端末の紛失・盗難時における通信停止等の管理が可能であること。

6 保守管理について

回線の不具合の発生により通信切断等の利用上の不都合が生じた場合は、その都度迅速かつ誠実に無償にて点検・修理等の対応を行うこと。

7 契約条件

- (1) 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約に該当するものであるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができるものとする。
- (2) 契約金額には、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を含むものとする。

8 支払方法

使用月経過後の毎月払いとする。

(別紙)

1 納入作業

各納入場所でモバイルルータの納入作業(S I Mカードの入れ替え及びプロファイルの設定等)を行うこと。スケジュール等は別途指示する。

(1) 納入場所と回線数(参考)一覧

小学校名	住 所	回線数	中学校名	住 所	回線数
三原	館町二丁目 3 番 1 号	30	第一	糸崎五丁目 7 番 1 号	13
糸崎	糸崎五丁目 3 番 1 号	19	第二	中之町二丁目 14 番 1 号	28
木原	木原三丁目 2 番 20 号	10	第三	宮沖三丁目 15 番 2 号	33
中之町	中之町六丁目 4 番 1 号	26	第四	須波ハイツ二丁目 26 番 1 号	10
西	西宮二丁目 7 番 1 号	39	第五	沼田東町片島 532 番地	29
田野浦	宗郷一丁目 10 番 1 号	36	幸崎	幸崎能地三丁目 16 番 1 号	11
須波	須波一丁目 22 番 1 号	13	宮浦	宮浦五丁目 29 番 1 号	21
深	深町 1589 番地	9	本郷	下北方二丁目 27 番 1 号	18
南	円一町二丁目 7 番 2 号	36	久井	久井町下津 10735 番地	13
沼田	沼田二丁目 1 番 32 号	13	大和	大和町大具 2280 番地	19
沼北	小坂町 3515 番地	15	合計		195
沼田東	沼田東町片島 273 番地	28	施設名	住 所	回線数
沼田西	沼田西町松江 1508 番地	18	教育委員会	港町三丁目 5 番 1 号	48
小泉	小泉町 4840 番地 1	18	合計		48
幸崎	幸崎能地三丁目 16 番 2 号	21			
鷺浦	鷺浦町須波 2189 番地	3			
本郷	本郷北三丁目 15 番 1 号	33			
本郷西	本郷町南方 4003 番地	34			
久井	久井町下津 10735 番地	23			
大和	大和町大具 2362 番地 1	33			
合計		457			

※各学校・施設の回線数は参考値のため変動する可能性がある。ただし、回線の総数(700 回線)については変動しない。

- (2) 児童生徒に貸し出し中のモバイルルータは作業前に学校に一旦集約する。よって受注者は各学校・施設で納入作業を実施すること。
- (3) モバイルルータから脱着した旧 S I Mカードについては三原市教育委員会に返却すること。
- (4) モバイルルータの機械番号(市が任意で指定)と S I Mカードの ICCID 又は電話番号等を整理した一覧表を作成し、市に提出すること。

2 市が使用しているモバイルルータ

メーカー名	富士ソフト株式会社
機種名	FS030W
S I M形状	microSIM

3 通信回線条件

種 別	仕 様
通信量	1 回線あたり 1 か月につき 5 GB 以上を提供すること。
従量課金の制限	1 回線あたりの契約通信量（例：5 GB）を超えた場合、従量課金されないこと（通信速度制限は可とする）。
通信設備	移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること
通信周波数等	原則 LTE によりサービス提供すること。
エリア改善	通信機器の使用場所において、本仕様書で提供する通信回線が不安定であることにより、通信機器の利用に支障が生じる場合、受注者の費用負担で電波改善に努めること。